

東大和市介護保険条例の一部を改正する条例

東大和市介護保険条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第6条第1項の条例で定める期間は、3年とする。

第3条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）」を「令」に、「31,200円」を「31,800円」に改め、同項第2号中「40,800円」を「45,200円」に改め、同項第3号中「45,600円」を「46,500円」に改め、同項第4号中「55,200円」を「56,400円」に改め、同項第5号中「62,400円」を「63,600円」に改め、同項第6号中「72,000円」を「73,200円」に改め、同号ア中「いう。以下」の次に「この項において」を、「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「とする。以下」を「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において」に改め、同号イ中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ若しくは第13号イ」に改め、同項第7号中「79,200円」を「80,400円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同号イ中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ若しくは第13号イ」に改め、同項第8号中「93,600円」を「96,000円」に改め、同号ア中「200万円以上300万円未満」を「210万円以上320万円未満」に改め、同号イ中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ若しくは第13号イ」に改め、同項第9号中「104,400円」を「106,800円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同号イ中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ若しくは第13号イ」に改め、同項第10号中「112,800円」を「117,600円」に改め、同号イ中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ若しくは第13号イ」に改め、同項第11号中「122,400円」を「128,400円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「若しくは13号イ」を加え、同項第12号中「132,000円」を「139,200円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同項第13号中「141,600円」を「160,800円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第12号の次に次の1号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 150,000円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分によ

る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第4項中「43, 200円」を「44, 400円」に改める。

第5条第3項中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ若しくは第13号イ」に、「第12号まで」を「第13号まで」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料率から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

令和3年第1回定例会
第12号議案資料

東大和市介護保険条例の一部を改正する条例

第8期東大和市介護保険料の段階設定（案）について <第7期（令和2年度）との比較>

◎基準額100円上げ：5,200円→5,300円

◎所得段階1つ追加（500万円区切り）

第7期（令和2年度）

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階
負担割合	基準額 × 0.307 (0.500)	基準額 × 0.500 (0.653)	基準額 × 0.692 (0.730)	基準額 × 0.884	基準額	基準額 × 1.153	基準額 × 1.269	基準額 × 1.500	基準額 × 1.673	基準額 × 1.807	基準額 × 1.960	基準額 × 2.115	基準額 × 2.268
所得区分	世帯全員が市民税非課税で、生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、あるいは本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上1000万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1000万円以上の方
保険料年額	19,200円 (31,200円)	31,200円 (40,800円)	43,200円 (45,600円)	55,200円	62,400円	72,000円	79,200円	93,600円	104,400円	112,800円	122,400円	132,000円	141,600円

第8期（案）

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階
負担割合	基準額 × 0.301 (0.500)	基準額 × 0.490 (0.710)	基準額 × 0.697 (0.730)	基準額 × 0.886	基準額	基準額 × 1.150	基準額 × 1.264	基準額 × 1.508	基準額 × 1.678	基準額 × 1.848	基準額 × 2.018	基準額 × 2.188	基準額 × 2.358	基準額 × 2.528
所得区分	世帯全員が市民税非課税で、生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、あるいは本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上1000万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1000万円以上1500万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1500万円以上の方
第7期（令和2年度）との差	0円	0円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	2,400円	2,400円	4,800円	6,000円	7,200円	8,400円	19,200円
保険料年額	19,200円 (31,800円)	31,200円 (45,200円)	44,400円 (46,500円)	56,400円	63,600円	73,200円	80,400円	96,000円	106,800円	117,600円	128,400円	139,200円	150,000円	160,800円

※第1～第3段階は公費（低所得者保険料軽減負担金）を投入し、負担軽減策を実施

※第8期の所得区分欄中「合計所得金額」は、平成30年度税制改正（給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げ基礎控除を同額引上げ）の影響を受けないよう算定した金額